

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の
一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正

一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う出資等の業務に係る勘定における毎事業年度に
おいて国庫に納付すべき額は、当該事業年度における独立行政法人通則法第四十四条第一項に規定する
残余の額に百分の九十を乗じて得た額とすること。
(第十二条関係)

二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う出資等の業務に係る勘定における国庫納付金に
ついては、財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させるものとすること。
(第十六条関係)

第二 その他所要の改正を行うものとする。

第三 附則

この政令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支
援機構法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとする。